○経済産業省告示第百三十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年九月十二日から施行する。

令和七年九月十一日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	埼玉県　八潮市	令和七年一月二十九日から令和七年十二月十一日まで

○国土交通省告示第八百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた登録検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　検定を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階

○国土交通省告示第八百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、船舶安全法第二十八条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　2
三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　船舶安全法別表第五の上覧に掲げる検査の区分　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査
七　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階

○国土交通省告示第八百七十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた登録検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　検定を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階

○国土交通省告示第八百七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた登録検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　検定を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階